

ID: 5392

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	景観重要建造物の管理に関する命令		
法令名 根拠条項	景観法 第26条		
法令番号	平成16年法律第110号		
<p>【基準】</p> <p>法第25条、法第26条及び長門市景観条例第26条の規定による。 (景観重要建造物の所有者の管理義務等)</p> <p>第25条 景観重要建造物の所有者及び管理者は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。</p> <p>2 景観行政団体は、条例で、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準を定めることができる。 (管理に関する命令又は勧告)</p> <p>第26条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀損するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあつては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。</p> <p>長門市景観条例 (景観重要建造物及び景観重要樹木の管理の基準)</p> <p>第26条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の管理の方法の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 管理上必要な修繕等は、速やかに行うこと。 (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講ずること。 (3) 景観重要建造物の滅失又は毀損等を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために市長が必要と認める措置を講ずること。</p>			
備考			
設定年月日	平成31年4月1日	最終変更年月日	